

1. 平成22年第8回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成22年12月21日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第173号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第174号 大和ふれあいの家（集団宿泊研修施設）の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程4 議案第175号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第176号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第188号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程7 議案第189号 訴えの提起について（市営住宅明渡し等請求）
- 日程8 議案第192号 財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター敷地）
- 日程9 議案第193号 財産の無償譲渡について（旧黒古コミュニティセンター）
- 日程10 議案第194号 市道路線の認定について
- 日程11 請願第3号 再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書
- 日程12 請願第4号 TPPの参加に反対する請願
- 日程13 議発第13号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程14 議報告第18号 中間報告について（議会運営委員会・総務常任委員会・文教民生常任委員会の視察研修報告）

2. 本日の会議に付した案件

- 日程1 から日程14まで
- 日程15 議案第195号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程16 議案第196号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第197号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程18 議案第198号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程19 議案第199号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程20 議案第200号 平成22年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について

3. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
市民環境部長	大林茂夫	健康福祉部長	布田孝文
農林水産部長	服部正光	商工観光部長	蓑島由実
建設部長	井上保彦	水道部長	木下好弘
教育次長	常平毅	会計管理者	山下正則
消防長	川島和美	郡上市民病院事務局長	猪島敦
国保白鳥病院事務局長	日置良一	郡上偕楽園長	牛丸寛司
代表監査委員	齋藤仁司	総務部総務課長	下平典良
総務部財務課長	乾松幸		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	羽田野 利 郎
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員の皆様、また日置市長を初めとする執行部の皆様には、12月6日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には6番 山下明君、7番 山田忠平君を指名いたします。

◎議案第173号から議案第176号までについて（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程2、議案第173号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程5、議案第176号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第173号から議案第176号までの4件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました4件は、所管の各常任委員会に付託してあります。各委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） おはようございます。

12月6日開催の平成22年第8回郡上市議会定例会におきまして付託されました条例議案4件、財産の無償譲渡2件、請願1件について、12月14日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告させていただきます。

1. 条例議案。

議案第173号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び情報課長より、一時的な滞在者等への対応として、加入料を必要としない放送サービスとしてライトチャンネルを新設すること、衛星による多チャンネル放送が来年3月で終わることへの対応として、民間業者の参入により新たな施設整備を行い、今までと同様のサービスを行うとの説明を受けました。

委員から、市からのセットトップボックス貸与部分が削除された理由について質問があり、セットトップボックスの帰属権が業者に移るため、市は所有権がなくなるとの説明がありました。

また、加入促進のために多チャンネルの使用料を減額や免除することについて市の助成があるのかとの質問があり、民間手法を取り入れ、加入当初の一定期間の使用料を免除するが、業者と連携して加入促進を図るため、市からの補てんはないとの説明がありました。

業者に委託をしてしまうと、料金値上げといった懸念が出てくるのではないかととの質問があり、値上げの心配はあるが、条例で料金が決まっているので簡単にはできないとの説明がありました。

セットトップボックスの値段が上がったことへの質問があり、機能がアップしているので値段が違ってきているとの説明がありました。

現行と改正後のチャンネル数について質問があり、現行の多チャンネルA、Bはペイパービューを除いてともに32チャンネルで、新しいデジタルライトは59チャンネル、デジタルレギュラーは73チャンネルであるとの説明がありました。

今後は、雷が入ったりして壊れた場合はどこへ申し出たらよいかとの質問があり、一次窓口は市で一元化するとの説明がありました。

現在、基本チャンネルに加入している方がライトチャンネルへ切りかえたいとの申し出があった場合には、加入料の払い戻しはあるのかとの質問があり、加入料のさかのぼっての返還はないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第174号 大和ふれあいの家（集団宿泊研修施設）の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

教育次長から、大和ふれあいの家は昭和36年に大和北小学校東弥分校として建設されたものであり、老朽化して集団宿泊施設としては耐えられなくなってきているので、用途を廃止して普通財産とし、一部を地域の公民館として使用することや、民間団体からの利用申し出に対応

できるよう検討していきたいとの説明がありました。

委員から、公民館と民間団体の利用料金は今後設定するののかとの質問があり、今後検討するとの回答がありました。

老朽化して耐震上問題のある建物を公民館等で地元が利用することはどうかとの質問があり、地域に対しては建物の耐震状況をお話しした上で利用いただいている。また、今後利用を希望される民間に対しても、この状況をお知らせした上で利活用いただきたいとの説明がありました。

今後、補修工事は行うのかとの質問があり、この施設は合併当初からの見直しの対象施設であって、大きな修繕が必要になったときには休止あるいは廃止もやむを得ないということで進められてきたが、地域から今後も使用したい旨の要望があることから、補修が必要になった時点でその対応を検討したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第175号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、大和大間見水泳プールと大和東弥水泳プールは学校施設として建設されたが、学校統合により社会教育施設となった。劣化が進んでいるため今年度から使用を休止しており、その対応として、スクールバスを運行し、学校のプールを利用している。高鷲子どもプールについては、社会教育施設として整備されたが、小学校のプールが平成18年度に整備されたことにより、平成19年度から休止しているとの説明がありました。

大和地域の子どもの利用状況はどれくらいだったのかとの質問があり、平成21年度は大和大間見水泳プールが1日平均9人、大和東弥水泳プールは1日平均28人だったとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第176号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、白鳥中学校建設に伴い、合併記念公園内のグリーン球場と市民第2テニスコートを廃止するため条例から削除し、市民総合運動広場に照明設備を設置したことから、その使用料を条例で定めようとするものであるとの説明がありました。市民球場については、主に一般の軟式野球団体に使用していただくことになるが、照明の電気料が高額になるため、グリーン球場の照度より下回ることはない範囲で照度を落とし、できるだけ料金を抑えたいとの説明がありました。

委員から、市民総合運動広場に設置する照明の照度はどうかとの質問があり、基本料金を極力抑えるため、50キロワット以下の低圧受電としたので、野球の試合には向かないが、サッカー

一やジュニア女子ソフトボールなどの団体には利用していただいているとの説明がありました。

また、工事費を抑えるために照度を落としたのかとの質問があり、これからの維持管理経費のことを考え、また野球については市民球場と整備予定の白鳥中学校グラウンドを今後利用していくことを理解していただいた上で行ったとの説明がありました。

合併記念公園内の施設数が減ったが、団体の利用調整はできているのか。50キロワットを越す高圧受電と50キロワット以下の低圧受電ではどれくらい基本料金が違うのかとの質問があり、市民球場の年間の基本料金は約280万円で、グリーン球場の場合は約13万5,000円であるとの説明がありました。また、施設利用については事前に調整会議を行い、理解をいただいているので、特に問題はないとの説明がありました。

市民球場の利用料はどれくらいかとの質問があり、平成21年度は約40万円であったが、今後利用が多くなれば利用料はふえる。しかし、それ以上に支払う電気料金もふえることになり、その対応も検討しているところであるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年12月21日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きます、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 12月6日開催の平成22年第8回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案3件、その他の議案1件について、12月14日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

議案第174号 大和ふれあいの家（集団宿泊研修施設）の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

社会教育課長から、平成4年から東弥分校旧校舎を集団宿泊研修施設として使用しており、また、一部は公民館の旧東弥分館として使用している。しかし、公共施設全般の見直しにより、集団宿泊研修施設は平成20年度から活用を休止していた。今回、NPO法人から施設を利用して地域との触れ合い行事の場として活用したいとの申し出と、地元からは引き続き公民館として使用したいとの意向を踏まえ、条例を廃止して、集団宿泊研修施設から普通財産として管理をしたいとの説明を受けました。

委員から、今後の施設の管理責任の所在について質問があり、公民館としての機能とグラウンド使用の点から、普通財産としての所管は総務部財務課となるが、通常の管理運営については大和地域教育課が引き続き行うとの説明がありました。

建物は昭和36年の建築だが、耐震面は問題ないのかとの質問があり、古い建物のため、耐震

面は心配である。しかし、地元からの要望もあり、当分の間は利活用したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。ただし、普通財産に変更しても老朽化と耐震性に問題があり、その後の利用については利用者の安全から早急に検討していただきたいということでございます。

議案第175号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

教育総務課長とスポーツ振興課職員から、高鷲子どもプールは老朽化により平成18年度に新築された高鷲小学校プールで対応しており、平成19年度から休止している。大和大間見水泳プールと大和東弥水泳プールの利用者は、現在、大和北小学校プールを利用しており、今年度から利用を休止している。このため、各施設とも使用を廃止するため、条例を一部改正するものであるとの説明を受けました。

委員から、廃止後の取り壊し費用と取り壊し計画について質問があり、大和大間見水泳プールは780万円、大和東弥水泳プールは490万円、高鷲子どもプールは1,542万5,000円の試算である。各施設とも取り壊し費用がかかるため、跡地利用を検討して計画的に取り壊すとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第176号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育総務課長から、白鳥中学校建設に伴い合併記念公園内のグリーン球場及び市民第2テニスコートを廃止し、これに伴い当該施設利用者へのサービス低下が生じないように整備した市民総合運動広場の夜間照明設備の使用料を加えたく、条例の一部を改正するものであるとの説明を受けました。

委員から、市民第2テニスコートも廃止となるが、利用者に不便は生じないかとの質問があり、市民第1テニスコートが6面整備されており、利用者と調整会議において問題が生じないように使用することで了解が得られているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成22年12月21日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第173号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第173号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第174号 大和ふれあいの家（集団宿泊研修施設）の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第174号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第175号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第175号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第176号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第176号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第188号について（委員長報告・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程6、議案第188号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件は文教民生常任委員会に付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） その他の議案1件について報告をいたします。

議案第188号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

教育総務課長とスポーツ振興課職員から、郡上市総合スポーツセンターの指定管理期間の終了に伴い、平成23年4月から5年間の指定管理者を公募した。今回は、当施設の指定管理者の指定を受けている会社のみ応募があり、郡上市指定管理者候補団体選定委員会の審査終了に伴い、指定について承認を求めるものであるとの説明を受けました。

委員から、指定管理料について質問があり、前回より年間131万円安い年間4,369万円での提示であった。指定管理料は安くなったが、利用者へのサービス低下は行わず、企業努力による金額提示であるとの説明を業者から受けているとの説明がありました。

地元の雇用は何名であるかとの質問があり、パートを含めて32名を雇用しており、うち29名が市内在住の方であるとの説明がありました。

公募の仕方について質問があり、「郡上市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」にのっとり公募した。また、指定管理現場説明会を実施したところ、2社の参加があったが、最終的な応募は1社のみであったとの説明がありました。

契約先を岐阜本社ではなく郡上支店とした理由と、事故等の補償に対応ができるかとの質問があり、公募の要綱の中で市内に事務所があることとしているためである。その背景は、事故や問題が生じた場合に夜間でも素早い対応ができるためである。補償については、損害賠償保険に加入することを要綱で定めているので問題はない。また、本社においても対応する確認を得ているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成22年12月21日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第188号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） これまで行われておった指定管理者が引き続きという形になるようでございますが、指定管理料についても131万円安いというようなことが書いてありますが、大事なことは、これを大いに利用して、市民の健康増進ということに役立っていくということだということに思いますので、1点は利用の傾向ですね、この5年間。大ざっぱで結構でございますので、ふえているのか減っているのか、変わらないのかというようなことをお聞きしたいと思っておりますし、雇用が何名であるかということについて、32名、そのうち29名が市内ということで、市内の雇用にも役立っているということですが、パートを含めてということでありまして、パートが何名になっているか、それからこの人数はふえているのか減っているのかというようなこともお聞きしたいと思っております。

なお、こういう特殊な仕事なので、応募が少なかったのかなあとも思いますが、2社の参加があったけど実際は1社のみということで、競争にはならなんだということでございますが、もう1社はどこであったかということや、そこまでわからな仕方がないと思っておりますけれども、辞退された会社の事情というか、辞退した理由なんかがわかればお聞きしたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、利用の傾向について、動向についてどうかという御質問でございますが、平均利用者数としましては、平成18年度以降、この指定管理が始まった以降でございますが、緩やかに減少はしてございます。5年間で郡上市の人口もかなり減少してございまして、それを考えますと、同じような状況で減少があるんじゃないかということを考えてございます。ただ、市民5万弱の人口から考えますと、入館者、あるいは利用者が約10万人を超えているという状況は、他地域と比較しましてかなり高いものであるということは考えてございます。この業者におきましては、いろんな自主企画などを計画されてございまして、そういったことで、今後、利用増を図っていききたいということをお伺いしてございます。

それから雇用の関係でございますが、先ほどパートを含めまして32名のうち29名が市内在住の方であるということをお報告させていただきました。ただ、細かくはちょっと資料を持ち合わせてございませんので大変申しわけございませんが、常勤のスタッフとしましては10名でございまして、館長が総括責任者ということでございまして、この方が市外です。あと総括責任者、マネジャー以下ですね。そういった方につきましては、ほとんどの方が市内の在住であるということでございます。

あと、現場説明の折には2社あったというふうに報告をさせていただきましたが、1社辞退されました業者につきましては、会社名等ちょっと持ち合わせてございませんので、後ほど御報告させていただきますし、それから、その辞退をされました理由については、本市としまし

てはその状況は把握してございませんので、お願いをしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) わかりました。だんだん減少し、人口に比例というような形の言い方やっていたと思いますが、せつかくの施設で、私も年会費を払って行っておったんですが、なかなか忙しいもので、1年のうちに1遍しか行けんようなことになりまして今ちょっとやめておりますが、なるべく大勢が参加できるようにしていく必要があると思いますので、今お聞きすると、ほかの同じような施設よりは多いということでしたので、できましたら、そういった資料についても、後ほどで結構ですので、他の施設の関係、それから利用者の減少の様子なんかもまた知らせていただきたいと思います。以上です。

○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑ありますか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) このスポーツセンターの指定管理でありますけれども、私自身は、このスポーツセンターを使うとき、ほとんど2階の体育館を使うという形になるんですけれども、イベントとしていろいろ利用させていただきましても、いつも問題になるのは駐車場なんですね。駐車場へ入りますと、下のプールの年会費を払ってみえる方の駐車場はもう優先的に確保されるという形なんです。ですから、スポーツセンター利用者の駐車場というよりも、ある一部分を、年会費を払ってプールを利用される方、いろんな方のためにだけ駐車場が確保してあるということに非常に違和感を感じるわけですが、そういったことに対して、この指定管理者にすべてそういうことはお任せなのか、それとも市として、1階を使う人、2階を使う人、平等に駐車場をあけるべきなのか、その辺のところのお考えをちょっとお伺いしておきたいなと思います。

○議長(池田喜八郎君) 常平教育次長。

○教育次長(常平 毅君) 今の御質問でございますが、そういった区域といいますか、範囲が示されておることにつきましては、ちょっと確認をさせていただきまして対応させていただきますと思いますが、ただ、1年間に4回、それぞれ期間ごとの報告を受けてございまして、いろいろな問題点、それから利用状況等々も報告を受けながら、年間の管理運営について協議をそれぞれさせていただいておりますので、そのところにおきまして、そういった状況をどういうふうにしていくかということも含めまして今後協議をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 現状は、イベントで使う場合、あそこの駐車場がいっぱいになりますと、イベント、いろんなスポーツ大会をやるものに関しましては有料になりますけれども、それに無料券の駐車券を出して、それを持って行ってくださいという形で駐車場の対応はしてみえるんですけども、非常にその辺の市としてそういうことを認識してみえるのかということもありますし、また1階と2階の通路はロックがしてありまして、これはお聞きするところによると、2階から出入りするから下へは行けないよ。下で使う方が無料で入る可能性があるからということでロックがしてあるんですけども、2階の体育館を使用する者につきましては、外へ1回出てトイレへ行く必要がある。いろんな問題点がありますので、そういったことにつきましても、今後この指定管理者の方と相談しながら、市としてどういう方針で臨まれるかということも検討していただきたいと思いますので、要望しておきます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結します。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第188号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第189号について（委員長報告・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程7、議案第189号 訴えの提起について（市営住宅明渡し等請求）を議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしてあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） おはようございます。

産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

12月6日開催の平成22年第8回郡上市議会定例会において審査を付託されましたその他議案

2件及び請願1件について、12月14日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

その他の議案。

議案第189号 訴えの提起について（市営住宅明渡し等請求）。

建設部長から、市営住宅の入居者の死去に伴い、相続人である相手方に対し遺留品及び入居者増築物件の撤去または所有権放棄の書類提出を求めた。しかし、権利の承継を主張し明け渡しに応じないため、市営小野住宅の明け渡し及び増築建物の撤去について訴えを提起するとの説明を受けました。

委員から、払い下げ土地の面積158.44平米の1平米当たりの昭和51年と平成20年以降の単価について質問があり、昭和51年の処分時の価格は1平米当たり2万1,328円で、平成20年以降の鑑定価格は1平米当たり6万1,400円で、この価格の差については、区画整理事業により道路、水路等の整備を行い、環境整備ができたことによるものが大きいとの説明がありました。

該当者（入山信次郎）の死亡後1年経過するが、この間、相続人（入山眞悟）との民事的な法的措置等の経緯について質問があり、今までの相手との経緯から、民事による調停・和解が困難で長期化する可能性があることから、民事的な措置は考えなかったとの説明がありました。

法的措置以外の方法について質問があり、市としては、相続人（入山眞悟）との協議状況と行政の立場としての公平性・平等性の観点から、明確な形で訴訟により解決を図りたいとの説明がありました。

相続人（入山眞悟）が提示している価格について質問があり、昭和51年当時の払い下げ価格を希望しており、市が交渉で提示した価格は、現状鑑定に基づく1平米当たり6万1,400円であり、価格に大きな差があるとの説明がありました。

相続人（入山眞悟）の住所について質問があり、住民票は小野住宅となっているが、実際は各務原市に居住しており、同居はしていなかった。市営住宅に同居する場合は同居手続が必要となるが、手続をしていなかったとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成22年12月21日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

○議長（池田喜八郎君） 議案第189号 訴えの提起についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま委員長の方から報告がございましたが、本件に関しましては相当の経緯のある案件でございまして、市としての対応は訴えを起こして公正に処理したいと、

こういう観点で提起をされたというふうに認識をしておるわけでありますが、長い間の交渉経緯もあったと思われませんが、相手側としては、訴えを提起すると、当然、控訴するという立場だというふうに思いますね。その辺の状況について、当然、逆にいえば向こうからかも訴えに出るというような御意思というものがあつたのかどうかという点を確認をさせていただきたいという点が一つと、あと1点は、当然これは訴えでございますから裁判になるわけでございますが、最終的には勝訴ないしは敗訴、いろいろケースはあるわけでありましてけれども、そうした場合の上級機関に対して控訴するというような形の権限といいますか、判断というものは、前回こういう訴えの提起の場合には、その上訴の確認、あるいは和解の措置等々については、手続上、市長の方に一任を取りつけながら、そういう点の提起を議決したという経緯があるわけでございますが、その辺の道行きについては一応手続上確認をされておるかどうかということをお尋ねしたいと思います。委員会で御答弁ができない場合においては執行部の方で御答弁させていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） できないことはないんですけども、部長さんが答えられた方がより詳しく答弁できると思いますので、部長さんをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

まず市の方が訴えた場合に、向こうもその訴えの準備をしているかということですが、直接の確認はしてございませんけれども、今までのお話の中では、向こうから訴えるということは申されてはおりません。ですから、こちらから訴えて、その結果によるものというふうに思います。

それから、敗訴の場合どうするかということですが、その辺につきまして、判決内容を見てからの検討になろうかと思いますが、市長への委任をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） その辺の手続、再度議会に諮って上訴するなり、あるいは和解するというのを改めて諮るというような手続で今回やられるということですか。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 今議案におきまして、一番最後の請求の次のページのところの訴訟遂行の方針といたしまして、和解、上訴、その他本件に関する事項は市長に一任するというところで、一任をさせていただきましてやらせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

す。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第189号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第192号及び議案第193号について（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程8、議案第192号 財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター敷地）と日程9、議案第193号 財産の無償譲渡について（旧黒古コミュニティセンター）の2件を一括議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第192号と議案第193号の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2件は、総務常任委員会に付託をしております。委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、委員長より順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会に付託をされました財産の無償譲渡2件、その議案の審査を行いましたので、経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第192号 財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター敷地）。

総務部長及び総務課長から、中西地区コミュニティ消防センターの建物は、ことしの3月議会で無償譲渡の議決を得て地元自治会へ譲与しており、今回はその敷地について払い下げの申し出があり、無償譲渡するものである。土地の登記は市所有となっているが、実質的には地元自治体の所有地であり、同自治会は地縁団体の認可を受けているので、所有権移転が可能であ

るとの説明がありました。

委員から、中西区民センターと中西コミュニティ消防センターの関連性、機能分担はどのようなものであるかとの質問があり、総務課長から、中西自治会には二つの集会所があり、区民センターは中西地区全体の集会所として使用しており、コミュニティ消防センターは、中西の西坂にある一回り小さい集会所である。区民センターは国庫補助等による財産処分の制限があるため、まだ地元への払い下げは行っていないとの説明がありました。

自治会所有になると固定資産税の免税規定があるのか、また将来自治会が売却するような事態になった場合はどうなるのかとの質問があり、総務課長から、税金の減免については、自治会が当該用地を公用として使用するならば、申請により減免することは可能である。市から自治会へ譲与する際には、国が定める普通財産に係る用途指定の処理要領を参考に、契約から10年間は公用の用途に供しなくてはならないという条件を付した契約を締結したいとの説明がありました。

集会所等の自治会用地で登記が市名義になっている場合は、申し出によりいつでも自治会名義にできるのかとの質問があり、自治会が地縁団体の認可を受けていれば所有権移転の登記はできる。ただし、市の財産譲与については、条例で定めがないものは議会の議決が必要であるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第193号 財産の無償譲渡について（旧黒古コミュニティセンター）。

総務部長から、地元での利用がなくなっている。敷地が民有地である旧黒古コミュニティセンターは、現在無償で貸与している社会福祉法人ぶなの木福祉会から障がい者のグループホームとして活用するために払い下げの申し出があり、市の障がい福祉計画に沿ったものであることから、無償譲渡するとの説明がありました。

委員から、地代はどこが払っているのかとの質問があり、現在、ぶなの木福祉会が支払っており、譲渡した後もぶなの木福祉会が支払っていくとの説明がありました。

今回、民間団体に譲渡するので、目的外の使用や転売されることがないように覚書を交わして契約するのかとの質問があり、財務課長から、ぶなの木福祉会が県から補助金を受けて改築する予定なので、そちらの規制がかかってくるが、市としても何らかの覚書は必要と考えているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年12月21日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、採決を行います。

議案第192号 財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター敷地）についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第192号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第193号 財産の無償譲渡について（旧黒古コミュニティセンター）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第193号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第194号について（委員長報告・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程10、議案第194号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしてあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 12月6日開催の平成22年第8回郡上市議会定例会において審査を付託されました議案第194号 市道路線の認定についての報告をさせていただきます。

建設部長から、社会資本整備総合交付金事業による道路改良に伴い、路線名長藤線として延長90.8メートルを新設するため、道路法第8条により認定するとの説明を受けました。

委員から、関連する市道で白鳥ふれあい創造館への進入路について質問があり、道路構造令第29条の法律によって踏切道から30メートル区間は交差点ができないため、クランクした進入路になるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成22年12月21日、郡上市議会議長

池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第194号 市道路線の認定についての質疑を行います。
(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） ちょっと地図に不案内で、これは白鳥ふれあい創造館への進入路ということで、踏切道からは少し、30メートルほどは避けないかんということなんですが、これですと、この一番大きい地図が最後についていますが、これが90メートルですから、大体ここから40メートルぐらい行ったところでふれあい創造館へ入る道になるんかと思いますが、この道というものはどういふようになっているのか。ふれあい創造館へ入る道があるのか、ここはたしか鉄道ですな。その後につけられるということなのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） この後のこともありますので、建設部長に御答弁の方、よろしく願います。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、お答えをいたします。

ただいま御質問の件ですが、今回、長藤線として認定をいただくのは、お手元の資料、カラー刷りの資料がついてございますが、そのうちの黄色と赤い部分が今回の認定をお願いするところで、今言われましたふれあい創造館への道につきましては、資料で言いますと真ん中より右側の緑色の線が付してございますけれども、議案の路線認定概要の2ページのところで丸から矢印がついてございますが、これが長藤線でございます。今おっしゃいましたふれあい創造館へ行く道につきましては、長良川鉄道の線路を挟みました、この図面でいきますと右側のところでございます。現在、道路がございます。踏切改良に伴います迂回路として、もう少し右にクランク状の道路を新たにつくるということでございます。今回は、ここに太い矢印でかいてあるところの路線でございます。以前にこういった資料をお配りしたと思うんですが、ここをごらんいただくとよくわかるかと思いますが。以上です。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を終結し、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第194号は原案のとおり可とする

ことに決定をいたしました。

◎請願第3号及び請願第4号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程11、請願第3号 再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書と日程12、請願第4号 TPPの参加に反対する請願の2件を一括議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号と請願第4号の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2件は、所管の常任委員会に付託をしております。各委員長より審査の経過と結果について報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。それでは、総務常任委員会より報告を求めます。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会に付託をされました請願1件について審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第3号 再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書。

紹介議員から、戦争に反対したため、治安維持法により検挙され、敗戦後、治安維持法の廃止により無罪となった人の名誉回復、救済のための治安維持法国家賠償法を制定するよう要望するものであるとの趣旨説明を受けました。

委員会からは、その時代での国の方針であり、国全体が特殊な状況下にあったことから、請願の採択は難しいと思われるとの意見がありました。

昨年も同様の提案があり、不採択となった経緯があり、内容に変化もない。国の戦争犠牲者についての責任は非常に重みのある問題であり、このことだけとらえて一地方議会が判断することは難しいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で請願第3号を不採択とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成22年12月21日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長より報告を求めます。

12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 12月6日開催の平成22年第8回郡上市議会定例会において審査を付託されました請願1件について、その経過と結果について報告いたします。なお、経過について

は主な内容を報告させていただきます。

請願第4号 TPPの参加に反対する請願について。

請願の内容を精査し、審査の結果、委員から、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について情報が少ない現時点で、TPPの参加に対する賛成・反対の意思表示をすることは時期尚早で、慎重な対応を求めるとの意見があり、本委員会としては全会一致で請願第4号について継続審査とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成22年12月21日、郡上市議会議長池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

請願第3号 再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書について、質疑を行います。
質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

原案に反対の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ただいま請願第3号 再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書についてでございますけれども、当請願につきましては、治安維持法犠牲者への国家賠償を求め意見書として出すということでございますが、これに対する反対の立場で申し上げます。

当請願におきましては、国家賠償法を制定し、犠牲者に謝罪と賠償を求めるものでありますが、治安維持法は当時適法に制定されたものであり、同違反に係る有罪判決は適法に構成された裁判所によって言い渡されたものであると考え、現時点におきまして、その執行について違法があったとは認められません。また、治安維持法を廃止後半世紀以上を過ぎた今日、対象者の把握、因果関係等の認定すべき課題も多くある中で、戦前の問題、さらには戦後の補償の問題は総合的に幅広い議論の中で検討していくべきものでございます。治安維持法のみ固執した意見の提出には反対をするものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 次に、賛成討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 戦時中のそういう法律に従って、その当時、適法に行われたという趣旨でございましたけれども、この問題については、戦後直ちにこの治安維持法は廃止されており

ます。それから、世界各地で戦争犯罪、あるいは人道主義の名のもとに、戦争の犯罪者については、これは永久に無効はないという方向での取り組みが進んでおり、近年になっても、例えばアメリカとかフランス、ドイツなどでは、最近に至っても当時の犯罪者についての犯罪を摘発し、処罰をしております。人道には時効はないということで、当時の法律だから仕方がないではなしに、間違っていたことはきちんと正していくという立場が必要であるというふうに私は思っております。

それから、戦争被害というのは大変たくさんありまして、今でもソ連の抑留の問題、それから女性の慰安婦の問題等々ありますが、国としては、そういった問題は当時の政策があって、法律があって仕方がないという立場はとっておりません。戦後、日本は民主国家として、そうした問題についてはそれぞれ検討しておるわけですが、今言われたような被害者の確定とかいろいろ難しいというような問題があってなかなか進んでいません。けれども、最近では、原爆被爆者、被災者が裁判によって補償すべきであるという判決が出され、これに対して国も同意をしているというような動きになっております。

この治安維持法の被害者というのは、当時の戦争遂行のために、それに反対する者を死刑を含めて厳しく処罰したというものでありまして、特に戦争を遂行する上でどうしても必要であったという国家の意思のもとに行われたもので、あの戦争が間違っていたという我々は考えに立っておるわけですが、戦後の日本はそこから出発したわけですが、そういった意味でも、この問題に国としてもきちんとした姿勢を示していくということが非常に大事やというふうに思っております。

そういった意味で、昨年と少しも変わらないというような言い方もされていますけれども、少なくともその原爆補償についても変化が出ておりますし、またそういった方向へ今後進むべきであるというように私は思います。最近では日本の国防の問題をとっても随分いろんな動きが出ておりますので、本当にきちんとした対応、平和的な解決、武力には武力ではなしに、きちんとしたそういう対応をしていく。そのためにも、日本のこれまでとってきた誤った道についてきちんと反省をし、それを補償していくということが大事であるというふうに思いますので、ぜひとも賛同していただきたいというように思います。以上です。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

原案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成少数と認めます。よって、請願第3号は不採択とすることに決定

をいたしました。

請願第4号 TPPの参加に反対する請願についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 報告は非常に簡単なんですけれども、例えば情報が不足であるというような報告があったと思いますけれども、これは例えば県議会でも内容は少し違いまして、FTAですか、EPAでしたか、名前は難しいんですが、経済連携の問題やとか自由貿易協定について反対すると。内容的にはほぼ同じ内容になっているというように思いますし、今回のTPPはもっと広い範囲で、環太平洋でそういうものを結ぼうとするもので、非常に大きな影響があるということですので、そういった他議会の動向などもやはり見ていただきたいということで、その辺の検討がされたかどうかということや、それから、今、各地で特に農業団体は非常に深刻な危機感を持ってこれに反対の動きをされております。そういった点で、岐阜県でも同様でございます。ですから、そういった人たちの動きを見ますと、本当に危機感を持ってみえます。そのほかの主なものは、やはり農業の将来についてと。国もそれに対しては考えると言っていますけれども、これは本当に規制をなくして、農業生産は農水省の試算でも、この資料に載っておりますので、文面も出ておりますけど、大きなものがあるし、それは国民生活にも大きな影響を与える。しかも、単にそれだけではなしに、自給率を今よりもうんと下げてしまう。今、自給率をうんと上げなきゃならんということが国民的な合意じゃないでしょうか。それなのに、うんと下がると。40%が14%、13%に下がるということになるというように言われておりますけれども、そういった資料について、情報が不足して十分検討ができなかったかどうか、その2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長(池田喜八郎君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) お答えいたします。

産業建設常任委員会の方でもいろんな御意見をいただきました。農業に対することも農業関係者の方から出ておりますけれども、他方、郡上市の中にも商工関係もありますし、こういったTPPに参加した影響として、郡上市にどんな影響があるのかといったこと。また、農業に限らず、いろんな面で郡上全体を考えてどんな影響が出るか。また、ほかの議会とのことでもありますけれども、そういったことを見きわめるにはまだ時期尚早ではないかということで、慎重な対応を求めるといった意見が大半を占めました。継続して、もちろん農業のことも十分承知しておるつもりでございますので、そういったことも含めまして継続とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 委員会報告は継続ということで、継続審議と、もうちょっと情報をとってということでございますけれども、この問題の緊急性からいって、ぜひともそういう点を理解していただきたいと。そして、できれば本当はここで採択をしていただきたいんですけども、採択してほしいという要望ということになります。これは農業団体のことだけ言いましたけれども、日本の輸入は非常に多くなっておりまして、農業でも、世界で統計がとれておるところで言うと最も少ないうちのひとつ、アメリカが一番少ないんですけども、日本はその次であるという状況があります。じゃあ、それに引きかえて何のためにするかというと、どうしても工業製品などの輸出をもっとふやしたいということなんですけれども、このTPPが行われても、政府の内閣府の試算でも0.5%内外の輸出の向上と、ほんのわずかである。そして影響の方が非常に大きいということでございますので、これは来年の6月以降になるということをおっしゃってございますけれども、それに向けて、政府がそういう状況をしっかりつかんで、本当に国の将来を見定めるという意味で、地方からも声を上げるということは非常に大事であるというふうには思っておりますので、この委員会の継続審議については、何とかここで採択していただきたいかったという希望を申し述べさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) このTPPに関しましては、日本にどんな影響が出るのかということはまだまだ見えていない部分があります。特に日本は輸出国でありますので、大きな経済問題も含めてこのTPPに取り組んでおる面もあります。どんな日本に、また郡上市に影響が出るかということについては、もう少し慎重な対応をするべきであるというのが私たち委員会の意見でありますので、ぜひとも継続して、どういった形で意見書を出すのか、もう少し慎重に継続して審査をしたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) それでは、要望が終わりましたので、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、閉会中の継続審査とするものであります。委員長の報告のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、請願第4号は閉会中の継続審査とする

ことに決定をいたしました。

◎議発第13号について（委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） 日程13、議発第13号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について及び各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付してありますとお申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎議報告第18号について

○議長（池田喜八郎君） 日程14、議報告第18号 中間報告について（議会運営委員会・総務常任委員会・文教民生常任委員会の視察研修報告）を議題といたします。

議会閉会中に開催されました議会運営委員会、総務常任委員会、文教民生常任委員会の各委員会の視察研修の結果について、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しをいただきましたと思います。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

（午前10時52分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

○議長（池田喜八郎君） ここで日程の追加をいたしたいと思います。

日程15、議案第195号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてから日程21、議案第201号 平成22年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）についてまでの7件を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認め、日程に追加をいたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、追加日程の提案説明を願います。

日置市長。

○市長（日置敏明君） それでは、追加提案をさせていただきました議案につきまして、説明をさせていただきます。

本日、追加提案をいたしました議案につきまして、まず私から御説明をさせていただきたいと思えます。

議案第195号から議案第201号まで、全部で7議案でございますけれども、平成22年度郡上市一般会計補正予算を初めといたしまして、合計7会計における予算の補正をお願いするものでございます。今回追加提案させていただきました補正は、国の経済対策として実施するきめ細かな交付金事業、市単独の経済対策事業及び国及び県の補正に対応する事業に係る増額補正が主な内容でございます。

まず一般会計補正予算の主なものといたしましては、歳出では、きめ細かな交付金事業3億8,615万2,000円、市単独の経済対策事業として行います住宅リフォーム促進事業5,000万円、県営中山間地域農村活性化事業分担金664万8,000円、集落環境保全整備事業、これは流路工の整備事業でございますが600万円、県営郡上南部広域営農団地農道整備事業の負担金といたしまして449万2,000円の増額などがございます。一方、きめ細かな交付金事業に切りかえたことによります既計上予算の減額補正も一部させていただきたいと存じます。

歳入では、ただいま申し上げましたような歳出の財源といたしまして、国からの地域活性化交付金のうちのきめ細かな交付金3億563万1,000円、それから国の補正予算に伴う地方交付税の再算定による普通交付税増加分のうちの1億1,528万6,000円、市単独土地改良事業の分担金465万円の増額などを計上させていただくものでございます。

以上、歳入歳出、一般会計におきましてそれぞれ4億3,211万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

そのほか、一般会計以外の特別会計、公営企業会計につきましても、きめ細かな交付金による事業や国の追加補正による事業増等により、それぞれ所要の補正を行うものでございますが、特別会計につきましては、簡易水道事業特別会計など4会計で2億1,311万3,000円、公営企業会計で、水道事業会計など2会計で1,380万5,000円の増額補正、一般会計を含めました7会計の重複を除きました純計で申し上げますと、今回6億41万7,000円の補正増をさせていただきたいとするものでございます。

以上、追加提案をいたしましたそれぞれの議案につきまして概要を説明申し上げますが、詳細につきましては、副市長、並びに担当部長等から説明をいたしますので、よろしく御審議

の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第195号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程15、議案第195号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 議案第195号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをおめくりいただきたいと思います。

平成22年度郡上市一般会計補正予算（第6号）。

平成22年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,211万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295億7,388万8,000円とする。

2項は省略させていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成22年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

ページをめくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、変更。一般単独事業のうちの合併特例事業15億4,280万円既決でございますけれども、今回30万円落としまして15億4,250万円とする。

8ページをお願いいたしたいと思いますが、歳入歳出にわたりましては、もう一つ資料が、平成22年度12月補正予算追加分の事業概要説明一覧というのがありますので、そちらの方を見ながら、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、8ページの方から説明させていただきます。

歳入、地方交付税1億1,528万6,000円を追加し129億6,545万4,000円とする。

分担金及び負担金のうちの農林水産業費分担金、県営土地改良事業分担金286万円、市単独土地改良事業分担金465万円、計751万円を増額します。林業費分担金、市単独林道整備事業費分担金65万円を追加し、計816万円を追加するものでありますが、ここで一つだけお断りしたいと思いますが、事業説明の資料の2番目の農業費分担金の中に県営郡上南部広域営農団地農道整備事業という項目が入っていると思いますが、農道整備は分担金がありませんので、この

辺はカットしていただきたいと思いますので、お願いします。

続きまして国庫支出金、総務費国庫補助金、きめ細かな交付金で3億563万1,000円。

県支出金のうち県補助金、農林水産業費県補助金、集落環境保全整備事業補助金300万円。

補正の部分のみ読み上げさせていただきます。

諸収入、雑入、雑入、農林水産施設管理費雑入、これは指定管理者の負担分によるものですが33万5,000円。

市債、農林水産業債で合併特例債の30万円をカットするものであります。

続きまして、歳出の方へ入らせていただきます。

歳出、総務費、総務管理費のうち財産管理費、計で3,341万9,000円。きめ細かな交付金事業の建設部分で庁舎等整備事業、この前にあります分庁舎とか愛宕公園のフェンス、公園の遊具等の修繕で1,240万円。同じく公用車等の購入につきましては、簡易除雪機及び公用車11台を手数料、保険料、工事請負費、備品購入費、公課費、合わせて3,341万9,000円増額するものであります。

企画費でございますが、きめ細かな交付金、公共交通車両等購入事業で649万3,000円、バス1台と、高鷲、美並、和良町の120ヵ所のバス停を整備するために149万3,000円を役務費、工事請負費、備品購入費、公課費で補正をいたします。

交通安全対策費、ガードレール493メートルと区画線6,002メートルのために938万6,000円を工事請負費として計上させていただきます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費、老人福祉施設管理運営費で89万4,000円を減額いたしますが、これは下の方の事業費変更を行わせていただくものであります。老人福祉施設修繕事業といたしまして、八幡、大和、白鳥、高鷲、美並、明宝等のデイサービスセンターの修繕工事で248万円、同じく介護サービス事業特別会計への繰り出し、これは偕楽園と石徹白のデイサービスでございますけれども、1,498万2,000円を繰出金とし、計1,656万8,000円の補正をお願いします。

介護保険事業費、繰出金で132万6,000円、これは介護保険特別会計への繰出金132万6,000円であります。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費でございますが、きめ細かな交付金事業の児童福祉施設整備事業、保育園等の改修修繕でございますが1,514万6,000円。下の方の児童福祉施設整備事業は、12月6日の予算を見ました保育所の修繕でございますが、630万3,000円を落としまして、今回の上の事業に繰り入れるといったものであります。需用費、工事請負費、備品購入費等があります。備品購入費につきましては、保育園に係りますテレビとか電子ピアノ等を計上いたしております。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、きめ細かな交付金のうち保健施設修繕事業、大和のやまつつじの修繕等で76万円、病院事業会計への繰り出しで280万5,000円、上水道事業会計への繰り出しで1,050万円、簡易水道事業特別会計への繰り出しで600万円。病院と上水道につきましては投資及び出資金の方になりますので、そちらの方と、繰出金が簡易水道でありまして、工事請負費を入れまして2,006万5,000円。

予防費につきましては、事業費の組み替えであります。予防接種事業のこれまで見てきたものを補助金から委託金へ振りかえるといったことで、事業主体を市にするという国の方の方針等に基づく予算項目の変更であります。

環境衛生費、きめ細かな交付金事業といたしまして、環境関連公用車更新事業としまして、軽トラックの購入で141万7,000円、これは役務費、手数料等と備品購入費、公課費を計上させていただいております。

衛生費の清掃費、塵芥処理費、役務費から備品購入費、公課費にありますが、ごみ収集車両1台700万円を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業施設費、同じくきめ細かな交付金事業で農業用施設修繕事業ということで、白鳥の特産物振興センターの修繕、あるいは石徹白の食品加工伝承施設の冷凍庫等の事業を入れまして、計527万9,000円の事業を計上させていただいております。

畜産業費、きめ細かな交付金で人工授精車1台ということで192万円、備品購入費と諸経費を入れております。

農林水産業費の農地費、土地改良費ですが、きめ細かな交付金で農道舗装が1,720万円、かんがい排水事業が2,930万円、それから県営郡上南部広域営農団地農道整備事業といたしまして、八幡西洞工区の200メートルを449万2,000円、県営中山間地域農村活性化事業分担金では、郡上西部、郡上東部の事業で664万8,000円を計上させていただいております。なお、県営ため池整備事業につきましては、県の事業費補正によりまして144万円を減額し、計5,620万円の補正をお願いいたします。

林業費でございますが、林業振興費、負担金、補助及び交付金のうちの補助金できめ細かな交付金という中で、有害鳥獣捕獲奨励金事業としまして400万円、これは狩猟期における特別奨励金、イノシシとシカに係る奨励金の補正をお願いするものであります。計400万円です。

林道費ですが、きめ細かな交付金で林道整備事業3,150万円、それから集落環境保全整備事業といたしまして、これは八幡洲河の西会津流路工80メートル、600万円、合わせまして3,750万円を計上しております。なお、工事関係の農道、それからかんがい及び林道につきましては事業費明細書の資料の方に載っておりますので、場所等につきましては御確認いただきたいと思っております。

商工費、観光費、需用費で141万8,000円、総合観光パンフレット作成事業。

観光施設費では、きめ細かな交付金で温泉施設改修事業といたしまして、大和、美並の温泉で2,726万4,000円、それから道の駅、白鳥、大和ですが949万2,000円。観光施設といたしましては、高鷲の分水嶺公園や夫婦滝等の修繕で590万6,000円、計4,266万2,000円の補正をお願いします。

土木費、土木管理費の土木総務費、繰出金で2,200万円、これは下水道特別会計への繰り出しであります。

続きまして道路橋りょう費、道路維持費ですが、きめ細かな交付金で道路管理公用車更新、これは道路維持のためのトラックでございますが347万2,000円。沿道修景整備事業といたしまして、美並と明宝を予定し500万円、計847万2,000円の補正をお願いいたします。

道路新設改良費ですが、市道整備事業2,925万円、これにつきましても事業費明細の方に箇所等を載せております。

土木費、河川費、河川改良費、きめ細かな交付金で河川自然災害防止事業といたしまして、大和と明宝で1,700万円の補正をお願いいたしております。

続きまして、都市計画費の都市計画総務費ですが、きめ細かな交付金で都市計画施設修繕事業、八幡町内におけますポケットパーク、水路等の修繕で200万円。

公園費ですが、公園等施設修繕事業といたしまして、美並の丸山団地内の公園の整備に30万円を計上いたしております。

住宅費ですが、住宅管理費で住宅リフォーム促進事業5,000万円。これは、一つは補助金で1,000万円、それから基金積み立ての方で4,000万円、計5,000万円の計上をいたしております。

消防費の消防施設費ですが、需用費と工事請負費、負担金等の明細がありますが、消防施設整備事業といたしましては、ポンプ庫、詰所、防火水槽、フェンス等の修繕で523万4,000円。それから消防施設整備事業といたしまして、これは消火栓の設置でございますが100万円、これにつきましては負担金といたしまして計上し、水道事業の方で整備をするものであります。

教育費、小学校費、学校建設費、きめ細かな交付金で小学校校舎等整備事業といたしまして八幡、西和良、明宝を上げております。1,098万8,000円。

中学校費でございますが、学校建設費できめ細かな交付金で中学校校舎等整備事業、郡南中の124万2,000円を計上いたしております。

続きまして最後のページですが、社会教育費の公民館費、きめ細かな交付金で公民館の施設修繕といたしまして、西和良の公民館の修繕を上げております。664万1,000円であります。

社会教育施設費では、社会教育施設修繕事業といたしまして、生涯学習センター、ふれあい創造館、明宝のコミュニティセンター等401万6,000円、それから文化施設修繕事業では、フィ

ールドミュージアム、白山文化博物館、美並のふるさと館等で648万6,000円、文化センターの施設修繕では、総合文化センターとたかす町民センター、美並のまん真ん中センターで710万2,000円、計1,760万4,000円を上げております。

保健体育費の体育施設費ですが、きめ細かな交付金で同じく体育施設整備修繕事業といたしまして、大和、白鳥、高鷲、美並、和良のグラウンド688万5,000円を工事と修繕料で上げさせていただきまして、計688万5,000円。

以上の補正をお願いいたします。

なお、この資料につきましては説明いたしませんけど、見ていただくようにお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 1点お聞きしたいんですが、概要説明の中に児童福祉施設整備事業の中で北濃保育園、地デジ対応テレビ購入とありますけれども、市内の例えば保育園とか学校とかの地デジ対応のテレビの購入というか、普及というものはほぼでき上がっているものなのか、その辺、これで大体終わるのかということもお聞かせ願いたいなど。もしほかのところがあったら、ほかのところもやらなきゃあ、もう来年に迫っておりますので、その辺のちょっとお考えもお伺いしておきたいと思います。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいまの武藤議員さんの御質問であります。保育園関係につきましては、今回、北濃は地デジ対応のテレビが上がっておりますけれども、それぞれいろんな備品がありまして、常に毎年、保育園の園長さんとの意見交換の中で、順番に、予算も限られておりますものですから、そういう形で整備をさせていただいております。昨年度の中でも、ほかの保育園で地デジ対応を既にやったところもございまして、今回またこのきめ細かな交付金という事業が取り上げられたということの中で、保育園と折衝しながら、いろいろ足りないもの、また古くなったものの整備ということで、今回、北濃保育園の方からは地デジ対応1台の要求がございました。このことにつきましては、必要最低限というふうに考えておりますので、今回につきましては北濃保育園だけでございましたけれども、我々が今考えておるには、すべての保育園で大体整備ができておるというふうに解釈しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、もしできていないところがあれば、またそれは早急に対応していきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 小・中学校、幼稚園でございますが、昨年度、寄附金によりまして

すべて配置をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） 予算全体的なことをお伺いしますけれども、今、もう年度末に入るわけですね。そして、23年度の予算も組み替えしていかなんという中で、この予算の使い切りと云ったら変な言い方ですけれども、その辺の来年との組み合わせというものはどのように考えてみえますか、説明をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） この補正予算につきましては、第1点がきめ細かな、できるだけ地域の経済活力に結びつくものということを1点。それから、やはり途切らせないということで、来年度予算も見ながら、ある程度前倒しできるものは前倒ししながら組んでいこうという、その二つの論点で見させていただいております。ただ、当然この工事関係につきましては、残りの期間で、雪もありますし、できるものではございませんので、繰り越すものがほとんどだろうと思っております。ただ、ソフト的なものは今回は大きく見ておりませんので、ハード事業については繰り越しといったことを基本に置きまして、次年度の予算との整合性の中でもってやってきておるといってございまして、細かい単独的な事業で23年度に対応しなければならぬものは、こちらの方へできるだけ持ってきたという部分もありますけれども、一方では、地域的なバランスとか、できるだけ多くの箇所数をとりたくて細かい細かな工事を中心に予算を組んでおりますので、来年度事業はこのことによりかなり減るといってわけではございません。そのように考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 2点ばかりお聞きしたいんですが、先般の資料で、今回の3億2,563万1,000円の国からの交付金につきまして、きょう一覧表をいただきましてありがとうございました。郡上市は高山市に次いでこの金額をいただいておりますということで、この地域に光を当て、政策として当たっているのかなあとと思いますが、この資料の中で、書類の積み上げやで難しいかもしれませんが、今の人口分として、段階補正後人口27万2,151人というふうに出されておりますが、これを見ただけでは、何でこれが出ておるかということがちょっと僕わからぬものですから、これはどういう理屈で、平成17年の国調に対して段階補正係数を掛けて出すということですが、その段階補正係数というものはどういう仕組みでこれが決められておるのかということですね。それで、単価は0.47、470円ということはわかりますけれども、このもの

はちょっと事務的なことになりませんが、根拠はどういうものが上がってきておるのかということ、もしわかったら教えてほしいというふうに思います。何で27万2,000人やということがちょっと腹へ入らんもんですから、そのことをお聞きしたいと思います。

もう1点、土木費、きょうの新聞にも出ておりましたが、今回単費で5,000万円の住宅リフォーム促進事業というものを盛り込んでおられますけれども、これが負担金で1,000万円と積立金で4,000万円というふうに2段に分かれておりますので、これの支出の仕方と意味ですね。それと、これをどういう形で市民の方に使ってもらうか、利用してもらおうかということが最大のポイントで、予算は見たけれども、意外と使う人が、せっかく単費を使ってということが起きてくるちょっと嫌いがあるもんですから、若干この補助率のことやと思うんですけども、一つの起爆剤にしようというふうなことをございますが、その辺の考え方について、当局の見解をちょっとお聞きしておきたいと。2点、よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、段階補正ですけれども、これはいろいろな補正の種類のある中での考え方ですけれども、例えて言いますと、500人の村でも村長さんは1人、50万の市でも市長さんは1人ということですから、その一つの地方自治体の測定単位といえますか、人口なり面積が大きくなれば必然的に大きくなるというものではないという一つの特徴をとらえて、そのスケールメリットが働く部分、規模が大きくなるほど、いわゆる単価が安くなると、こういう面をとらえた理論といえますか、理屈の段階補正というようにして受けとめておりますけれども、ただいま現在の国調人口から、今の27万2,151人を算出した計算式につきましては、ちょっと計算式をもちまして、追ってまた御説明させていただきたいと思いますので、考え方はそういうことということで、ちょっと今お許しいただきたいと。

（発言する者あり）

○市長公室長（田中義久君） それを比較するための数値を出すための補正係数が、今言いましたように、小さいところほど経費が1人当たりかかると。大きいところほど分担ができるという面が、さっき市長さんの例を言いましたけど、そういうふうなものをいろんな場面で補正として求めるべきであるということの一つの補正の理論です。ちょっと計算式につきましては手持ちがありませんので。

（「ちょっと関連して、それは今回からこのシステムは始まったのか、今までもずっとこういう形であったかどうかということはどうですか」と15番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 清水議員、手を挙げて起立してください。

○15番（清水敏夫君） すみません。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君）　さまざまな交付税の算定にもあるということですし、いろいろな種別補正とか、密度補正、態容補正等々あるということですから、国が地方自治体に対して交付金を算定する際に使われる、そういうふうな計算式ということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君）　15番　清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君）　大体わかったんですが、もう一つ聞きたかったのは、今回きめ細かな交付金を算定するためにこの27万2,000というものが出されたのか、今までの臨時交付金もこういった形で、ちょっとそのときのことを覚えておりませんが、やられてきておるのか、この数字はその都度動くのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（池田喜八郎君）　田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君）　今回の場合、国は円高デフレ対策のための緊急総合経済対策ということを書いてみます。また、今回ですと、そのために地域活性化交付金を創設するというところで、うちきめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金ということで、詳細について全容がまだ我々承知していない部分もありますけれども、それぞれ交付金のねらいというものがありますので、どういう補正を適用するとか、どういう計算式を用いるとか、そういうことがその目的に従って左右されるというふうに思いますが、こういう一般論の話では御説明になりませんので、先ほど申し上げましたように、今般の計算式の明細、あるいはこれまでも非常に多くのこういう地域活性化・公共投資臨時交付金、あるいは経済対策臨時交付金等々ございましたので、そういう例も見ながら御説明できる資料をお配りさせていただきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君）　井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君）　まず大枠のところなんですが、今回経済対策ということで、リフォーム事業として5,000万円お認めをいただきまして、実際にこれから事業をスタートさせるということになりますとなかなか厳しいものがございますので、1,000万円、今年度中に実施して、積立金の4,000万円部分については次年度以降で対応したいというふうに考えておりまして、こういった予算をつくらせていただきました。

それから中身の方ですが、お手元に郡上市住宅リフォーム促進事業概要ということでお配りをさせていただきましたけれども、経済対策ということで住宅関連産業の活性化と、あわせて市民の皆さんの住環境の向上ということを目的といたしまして創設をしたいというものでございます。大まかなところでは、市内に居住してみえる方で、市内の住宅に対しまして50万円以上の事業に対しまして2割を補助すると。ただし、30万円を限度として支援するというものでございます。なるべく多くの方に御利用いただきたいということで、しばらく周知期間は

ございますが、現段階では2月1日ぐらいから受け付けが開始できないかなあというふうに考えております。それ以降につきましても、新年度に入りましても逐次受け付けをいたしまして、30万円ということですので、単純に計算しますと170件から200件ぐらいを予定しております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ありがとうございます。

政策として、郡上市の170件のそういった増改築、リフォームに対する助成制度ということで、有効に使われていけばうれしいなというふうに思いますが、あわせて、あるかないかはわからんかもしれないが、もしどえらいたんと出てきたときには、単費やけれども、さらに補正をされる考えがあるのか、この5,000万円でもう終わりだよというふうな考え方でやられるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 今回新しい試みでございますので、どの程度出てくるかということは若干未知数のところもございますが、他の市町村でも行っているところもございます。基本的には緊急経済対策という形でやるつもりでございますので、今年度の残り期間と来年度、23年度1年間という中で集中的にいわば民需を振興するという考え方でいきたいというふうに思っております。もし大変たくさん出てくるというようなことであれば、もちろん財源との相談でもありますが、その時点でまた検討させていただきたいと思っております。もうこれっ切りということで、例えば非常にたくさん出てきて、先着何名様というような形で宣言してしまうということが適切であるかどうかという問題が恐らく出てくると思っておりますので、応募状況というものを勘案し、かつ財源の状況等も勘案しながら、その時点で適切な判断をしてまいりたいというふうに思っております。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ありがとうございます。

もう1点だけちょっと細かいことでお聞きしたいんですが、担当部の方がいいかもしれませんが、新エネルギー導入に係る工事で、まきストーブ導入等に関する改修工事とありますが、50万円以上という対象基準でしたが、今、明宝でももくもく市場でちょっと間伐材の集積をしたりして都会の人が結構買っていきますが、やっぱりどうしても四、五十万出したストーブでない、間伐材だけを燃やすならいいけれども、いろんな合板とか、ああいったものを燃やす場合には相当高度な火力が出るものですから、もう2年ぐらいで安いストーブはぼろぼろにな

ると。だから、やっぱり高いものを買っておかんと、間伐材だけをたくんならいいけれども、広葉樹とかそういうものをたく場合にはやっぱり非常に問題があるというようなことがありましたが、この改修というものには、ストーブというものの導入費も、備品購入ですけれども、含まれるんですか。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） お答えをいたします。

現在考えておりますのは、まきストーブ導入に伴います壁だとか周りの改修が必要になってくようと思いますので、そういうものを考えてございます。備品そのものについては、ほかの電化製品なんかもそうなんですけど、ここの対象とは現在のところ考えておりませんので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） これはちょっとそのときに聞いた話なんですけど、郡上市はちょっとストーブに補助してもらえるといいよ、そうしたらありがたいがなあという話を聞いたんですが、そのたくところをちょっと防火壁にしておって、ストーブが買えんと何にもならんような気がしますので、50万円以上でストーブにも使えと、そういうふうにしなないと、僕はセットにならんと新エネルギーが普及せんような気がするんですけども、これはもう一度、導入等と書いてあるんやで、御検討をいただいて、そういうこともセットでやる場合も対象とするんだということであれば、結構利用してみようかという方は、これをあわせて、逆にたんたんとあり過ぎるかもしれないけど、そう思いますが、その辺はちょっとおかしいんでないかね、今の考え方。どう思いますか。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っておりますが、実はストーブにつきましては、今年度、まきストーブの普及促進協議会という形で検討をしていただいております、その普及の一環として、かなり燃焼効率のいいしっかりしたストーブ、相当高額だという話もございまして、それについてはこれから普及をしていくために何らかの助成をすべきではないかという提言をいただいております。それからもう一つは、その協議会の提言の中には、まきの生産・流通体制の整備というようなこともあるわけですけども、その問題につきましては、確かにこれから寒くなるんであれなんですけど、とりあえずは新年度対策というふうに考えてございました。そういうことで、今回はこの住宅リフォームの問題が先行してしまいましたので、その一環としてまきストーブを導入される場合のいろんなその他の住宅改修というものを対象にさせていただきますが、ストーブ本体に対する助成制度というのは、そうした問題で、新規の対

策として検討しているというのが実情でございます。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） わかりました。ありがとうございました。

これも聞いた話で申しわけないんですが、ストーブと煙突と大体半分ぐらいずつ要るんですよ。ストーブが20万円ぐらいすると、煙突もそのぐらいいいものにしないと、湿気なんかが起こったりすると、すぐぼろぼろになるということで、結局一番問題はストーブと煙突やと、そういうふうに思いますので、源右衛門なんかも行ってもらってもわかるけど、タイルをちょっと腰壁ぐらい張れば、あとは煙突で部屋の中を回していくということで考えれば、リフォームするほどのものにそれだけ金をかけんでも、むしろストーブ代の方が経費がかかるんでないかなと思いますし、もう来年度用に僕はいいと思うんです。ことしのところはそういう形ですが、やっぱり来年度用に普及をしていただけるような今市長のお考えを聞きまして、ちょっと安心をいたしました。が、せっかく今新エネルギーという郡上市で新しく木を使ったということで始められましたので、ぜひそれにもこの事業がちょっと加味していけて、またそれがより広まっていくように、またちょっと御考慮を、あわせてまたこれとは別にしていればなお十分でございますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 住宅リフォームの関係のことで、単ということで、ちょうど今思っております。清水議員が今質問されましたので大体聞いておりますが、いずれにしても、建築関係は、今、特に市長が言われるように緊急経済対策ということで、住宅関連は下のすそ野が広い業者にいろんな影響がありますので、たしかこれはけさの新聞報道もあったと思いますが、私も心配したことは、皆さんが、よし、もうそうしたら来年いろんなところで、改造をやるかということで件数が多いならんかということが一番心配しておったものですから、そのことについて、やっぱり今後ですので、恐らく市民の方も興味もありますし、また思いも随分あると思いますので、ぜひこれは進めて地域の活力が出せるようお願いをしておきたいと思ひます。

それから公用車の関係ですけど、これも今環境問題、いろいろありますが、エコを含めたことの、今現在、100%電気自動車を市として持つておるか、ちょっと私も勉強不足ですけども、太陽光発電の美並の電気を含めたことのそういったことも進めておる中で、その辺の内容をお聞かせいただけたらありがたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） 乾財務課長。

○総務部財務課長（乾 松幸君） お答えさせていただきます。

今、総務管理の方で見ておる公用車の関係ですけれども、更新ですけど11台ということもございます。これにつきましては、現在も出張等に利用しております普通車関係が主になるわけですけれども、それについては、エコカーということでハイブリッドの車を検討しております。電気についてはまだ全然検討していないという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） まず、今の公用車の件で、前にもあったというふうに思いますので、ハイブリッドにした場合、実質使われてどうだったかということをお聞きしたいんです。11台ですけれども、市民の中には、何でそんなものが要るのなんていう声もあったりして、いや、あれは結構ガソリン代が安くなるらしいぞなんて言っておるんですけど、その辺のことについてひとつお聞きしたいのと、それから、獣害のやつが400頭となっておったかなあ。それぞれ400頭ということで、この数というのはどうなんかということでもちょっとお聞きしたいんです。現実には本当にみんな困ってみえるということですので、その辺と、猿については手当が出るというお話でしたけれども、この猿についても、予測として、予測できんかなあ。このぐらい困っておって、このぐらいは何とか処分しないといかんのやというようなことがあればお聞きしたいと思います。

それから、温泉施設で2,700万円ほどですが、これは2カ所か3カ所になるというふうに見たんですが、ちょっと内訳を教えてください。この金額の内訳です。ボイラーとか書いてありますが、特にボイラー、ポンプと出てるもので、またこういう予算がこれからも要るんやないかと思ったもので、ちょっとお聞きしておきたいと思いますので、お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 乾財務課長。

○総務部財務課長（乾 松幸君） お答えさせていただきます。

今のハイブリッドの車のことにつきましては、昨年度も購入しております。ガソリン代が幾ら安くなったかという検証は実際してありませんが、一般的にトヨタのプリウスなんかでいきますと、リッター当たり28キロから30キロ走ると。今までの普通の大きさ、1,500前後の車ですとリッター15キロ前後ということになっておりますので、2倍以上の燃費効率があるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） 獣害対策の関係でございます。今回、特別奨励金ということで、狩猟期間の捕獲に対するというところで、イノシシとシカということでございます。この400頭

というのは、昨年度においても狩猟期間において約400頭ずつとれたという中で、今年度の狩猟期間は11月15日から2月15日までということで、もう1月1日から行っていきたいということでございます。それで、1月から2月15日の間にその400頭をとっていきたいということで、前年度と比べてプラスの形で捕獲をしていきたい。また、猿においては非常に八幡、美並、明宝ということで、今、12月においても八幡においては50頭から60匹ほどとれておるということで、地区ごとに大体その程度が今後捕獲されていくのではないかなというふうに考えております。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 温泉の整備についてお答えをします。

温泉施設改修事業として2,726万4,000円上げておりますが、お手元の説明一覧表の4ページ一番下のところでございますが、やまと温泉やすらぎ館で1,212万2,000円、そして子宝の湯の方で1,514万2,000円でございます。やまとやすらぎ館の方では特に外壁の板壁の改修というのが236万円ほどございますし、また内部のボイラー、ポンプ等の施設、ヒーターの取りかえ1台、修繕2台、あるいはポンプ修繕2台というような、今ぜひともしたい修繕でございます。また、子宝の湯の方も非常に細かい修繕、多岐にわたっておりまして、ろ過施設のろ材の交換、あるいはボイラー、シャワー等の整備、それから外の塀の増設、屋根の漏水の修理等、非常に細かく多岐にわたっております。以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑の途中ですが、今の質問を答弁いただきましたので、時間もありますし、ここで暫時休憩をして、まだ武藤議員も質疑がありますので、ちょうど12時になりました。ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。会議の再開は1時を予定いたします。

（午後 0時00分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑の途中でございましたので、野田議員から続きをお願いしたいと思います。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 先ほどの公用車の件ですけれども、調査をしていないということですが、今後台数もふえていきますし、当然説明をするということで必要やと思いますので、資料を今後で結構ですけれども用意し、なお、これはたしか除雪車も入っておったと思うので、それ金

額はわかりませんが、2,000万円と見ても200万円、1台について百どれだけと。この金額というのは、これまでのいわゆる普通の公用車に使っておった車と大分差があるのかどうかはちょっとお聞きしたいと思います。

それから、今度の住宅改修のリフォーム促進事業なんですけれども、20%というのは、多くのところで10%というようなところがありますので、大変そういう点では意欲的に取り組んで、地域の経済活性化に少しでも資したいという意思があらわれておるといふふうに私は評価いたしますし、また、この事業によって、小さな業者の方も参入できるというような効果が生まれるような進め方をさせていただきたいと思います。それで、これを見ますと、1件につき30万円を限度とするというようなことで、1件につきという限界がありますが、同一人がまた2カ所やるというようなことは、これは可能のようにも読み取れるんですけれども、下の床を改修して歩きやすくしたと。今度は2階もしたいというような場合に2件になるのかどうか。使いやすいものにしていく必要があると思いましたので、ちょっとその点お願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 乾財務課長。

○総務部財務課長（乾 松幸君） お答えさせていただきます。

今の差につきましては、その同程度のハイブリッドの車とハイブリッドでない車につきましては若干高くなります。現在使っておる車は一般的な更新車両については、例えばカローラというような1,500ccぐらいの車から1,500cc程度のハイブリッドにするということで、若干高くなるはなります。先ほどちょっと答弁の中で申しわけなかったんですが、11台全部ハイブリッドにというような言い方になったかもしれませんが、実はハイブリッドは3台で、普通の一般的なワゴン車3台と、それから軽車両、軽のワンボックスですけれども、こちらを5台、合わせて11台の予定でおりますので、よろしく申し上げます。

それから、燃費等の調査につきまして、使用する燃料等についてはすべて把握しておりますので、今後またそういうものも資料として出せるようにしていきたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、住宅リフォームについてお答えをいたします。

1軒の家で2回以上というようなお話でございましたが、現在考えておりますのは1回だけということをお願いをいたしたいというふうに思います。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 乾財務課長。

○総務部財務課長（乾 松幸君） 除雪車につきましては、一般的な歩行用のがついて歩道をあけるような小さい除雪車で、150万円程度のものを予定しております。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 今リフォームの件では1軒につき1回ということですか。できましたら、内容によりましては、これは上限が150万円になるんですか。150万円から50万円という間ですので、恐らくちょっとあるというような場合にもう一つというようなことになるんじゃないかと私は思ったものですから、限度がね。2件も検討の要があるなというように私は思いましたので、そういう要望をしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 150万円って、つくだけで、上限はないんやろう。その辺。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） 今、野田議員おっしゃいました中で、150万円ということじゃなくて、50万円以上の工事について20%の補助で、補助額の最高が30万円ということですので、お願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 例えば200万円やと、20%やもんで40万になるから、それはできませんよということやな。そういうことになるもんで、150万を大体限度としてというふうになるんじゃないかと思ったものですから、何とか2件のことも様子を見ながら検討していただきたいなという希望を申し上げておきます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 概要説明書の方の6ページ、7ページなんですけれども、ここに特殊建築物定期検査報告により指摘を受けたと幾つも載っておりますが、この特殊建築物定期検査というのはどんなもので、どれくらい行われて、その指摘を受けると絶対やらなんもんなのか、どういうものなのかちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） この特殊建築物の定期検査についてでございますが、これは昨年度調査をした建物でございます。法の改正がございまして、劇場とか映画館、あるいは公会堂、こういった多くの皆さんがお集まりになる建物で、それで床面積が200平米を超えるもの、あるいは3階以上の建物等につきましては、その建物の構造関係、構造強度、耐火の構造内容、あるいは避難施設、そういったものにつきまして調査をして報告することになってございます。たまたま21年度におきましては、公共の建物でございますと集会所とかコミュニティー施設、そういった施設が対象になってございまして、3年に1回行われるものでございます。毎年この調査は行われるんですけれども、対象の建築物がいろいろ毎年変わっていくんですね。たま

たま21年度はそういったことで、郡上市の場合ですと集会所ですとか創造館、あるいは文化センター、そういった施設が対象になってございまして、3年ごとということでございますので、24年にまた同じ建物の調査をして報告する義務があるというふうになってございます。要は、次の検査までに指摘のあった事項につきましては改善をするようにという指摘を受けておるものでございまして、そういったところにつきまして、今回、補正で計上をさせていただいたというものでございます。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 2点ほどお伺いいたします。

この説明一覧表の4ページと5ページなんですが、6. 1. 3のきめ細かな交付金の中の総合観光パンフレット作成事業につきましてですが、観光情報を広く発信するために今回総合観光パンフレットの全面改訂版を作成するというところで、これは増版でなしに新たにつくられるというふうに思うんですけれども、例えばこれは前倒しでやられるのか、これからそのような原版をつくられて、どの程度の発行部数をつくられるのか、お伺いをしたいと思います。

それからもう1点なんですが、5ページの7. 4. 1都市計画施設修繕事業の中でポケットパーク、水路、街路施設修繕事業、これは具体的な箇所があるのかどうなのか、その点についてまずお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 葦島商工観光部長。

○商工観光部長（葦島由実君） 総合観光パンフレット作成141万8,000円でございますが、市の当初に郡上市全般を案内するパンフレットをつくらせていただきましたが、これが年々なくなれば増刷をしながら、あるいは中身も一部は変えながらずっと増刷してやってきたところでございますが、合併から年数もたっておりますので、この際、全面改訂をして、今の状況で広く見ていただく、あるいはいいところを売りにできる、そういう全面改訂のものを発行したいということでございます。全面カラーで3万部ぐらいを作成したいという計画でおりますが、実は新年度の当初予算に予定をしておりましたが、今回の交付金でうまく活用してということで、前倒しでぜひつくりたいということでお願いしております。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） お答えをいたします。

都市計画の関係ですけれども、これにつきましては水路とありますのは、島谷用水で市街地へ入ってきておるところで漏水があるものですから、この機会にこの事業で直したいということ、それから八幡中央公園、旧の大正町公園のところですが、あそこで現在、公園は完備したんですが、遊びに来てみえても何時かわからんということで、時計の設置をしたいというふう

に考えておりました、そこでの設置等を考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ただいま中央公園の時計というような話も出たんですが、もう一度よくあの辺を見ていただいて、地域の人にも話を聞いていただいて、若干夜間の明るさの足りないところなんかどうもあるような話も聞きますので、もう一度その辺について、地域の人とお話をしていただきたいなというふうに思っておりますし、街路施設修繕ということで、これは八幡の中に、以前、八幡町時代につくりました水路の手すりなんか木製でつくってあるところがありまして、やはり木でつくと、長い間たっておると、手すりもこうやってさわっていくととげが刺さったとか、いろんな地域からの苦情も出ておるところもありますので、今度もし機会がありましたら、各自治会長会、地区長会等でもこの辺の話も出していただきながら、修繕の可能なところは修繕をしていただきたいなというふうに思っております。特別この街路施設については具体的な箇所は今のところないんですよね、島谷用水でなしに。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） 街路施設については今の時計を考えてございますし、今言われました手すり等については、今回じゃなくて別途検討してまいりたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 先ほど資料を2枚配りましたが、15番の清水議員の質問に今資料を配っておりますので、説明をいただきます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） この時間をいただきまして、急ごしらえの資料をちょっとつくってもらいました。

段階補正の積算の中身ですけれども、今お配りをしました表の下の段に計算方式というのがございますが、500人未満から10万人を超える自治体、市町村、そこでどのように掛け算、足し算をするかと、こういうふうにして書いてあります。先ほど申し上げたような、いわゆるスケールメリットによりまして、大きいところほど行政単価が安く済むと。そういうところを勘案されて数値を求めるための計算方式のようすけれども、500人未満の場合ですと、人口に11.03という数値を掛けまして6,490を足すと。500人以上2,000人未満の場合には、人口に9.33掛けまして7,340を足すと。こういうものは、例えば501人の場合にどうなるかということがありまして、数値の幅がありますので、そこに段階的にきちんと数字が上がっていくようにとい

うことで、この整数での調整値が入っておるといふふうに思います。

こういうことで、今度、上の段を見てもらいますと、一本算定でいきますと、郡上市はこの計算方式でいきますと3万人以上10万人未満ということになりますから、0.71掛けて2万9,000を足すということで、結果的には6万2,741になるということですから、これがいわゆる合併支援といえますか、こういう期間、あるいはこういうことの中でこの両方の計算式のより有利な方をこちらとしてはとれるということでございますので、旧町村割りの中の計算式の合算値が27万2,151になるということです。それぞれの旧町村、例えば旧和良村でありますと、2,180に先ほどの2,000人以上4,000人未満のところを適用させていくということになります。こういうことで、Lの数値を出しまして、それを1回国調の人口で割って、もう一度国調の人口でそれを掛けますから、ほぼ同じ数字になるわけですが、これを足したところが27万2,151と、こういうふうな数値として郡上市の段階補正後の人口が求められるということになるようでございます。

もともとの、この間委員会でお配りしました表がございますが、この人口の数値に、いわゆる自主財源に対する普通建設事業費の割合による補正というので、そういうものもろもろの数値が出された数字が1.711でございますし、財政力指数による補正というのが0.768でありまして、これにさらに過疎割り増しという数値を1.1倍させてもらえるということで、この数値が1.445になります。したがって、27万2,151人に対して1.445を掛けまして、それに1人当たりの単価が470円ということになりますので、そういうことから求められた数字が、この人口分として1億8,483万1,000円という数字が出されたら、こういうふうになるということでございます。

それから、ちょうど昨年もこのきめ細かな交付金ございましたけれども、そのときの表をちょっと拾ってもらいましたけれども、昨年の1月でしたでしょうか、臨時議会でこれもこういうふうな臨時交付金による補正予算の御議決をいただいたところですが、昨年、郡上市の第1次の交付限度額が4億2,492万1,000円ございました。このときの岐阜県下における順位は21市中の3位、全体の市町村を入れまして合計の中で第3位ございました。今回は、きょう朝、各ロッカーに入れさせてもらいましたのでいきますと、今日の地域活性化交付金の交付限度額が3億2,563万1,000円で、これがやはり高山市に次いで2番ということですから、このきめ細かな臨時交付金につきましては、ほぼ同じ算定によりまして、県下におきましてもそういう順位の高額の配当がいただけたなあと、こういうふうにして見たところです。

ただ、全部見ておりませんので、一例を申し上げますと、地域活性化・公共投資臨時交付金なんかを見ますと、これは意味合いがちょっと違うわけですが、県下における順位は12番になっておりますので、先ほど申し上げたように、その臨時交付金の趣旨といえますか、目

的によりまして、国の方でより正しいといえますか、よりそういう意味合いのある配分を算定をされて出されておると、こういうふうな状況ではないかというふうに思っております。

ちょっと短い時間でしたので、十分な御説明をようしませんけれども、とりあえずそういうことでよろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしくお願ひをいたします。

それでは、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第195号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第195号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第196号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程16、議案第196号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） 議案第196号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,874万9,000円とする。

2項につきましては省略をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正の内容でございます。あわせまして、事業概要説明一覧表の8ページを御参考にごらんいただきたいと思ひます。

まず歳入でございますが、款2資本的収入、項1建設改良事業収入でございます。繰入金で600万円の追加でございます。これは、きめ細かな交付金の事業に伴います一般会計からの受

け入れを行うものでございます。

続きまして、目5の諸収入で50万円の追加でございます。雑入で50万円でございますが、この交付金事業に伴いまして消火栓1基を設置するということから、消火栓に係る一般会計の負担金の受け入れを行うものでございます。

続きまして歳出でございますが、款2資本的支出、項1建設改良費の改良費で650万円の追加でございます。内訳といたしまして、工事請負費で650万円でございますが、これはきめ細かな交付金事業として白鳥町の石徹白簡水の配水管の老朽管の布設がえを実施するものでございまして、延長が300メートル、これに伴いまして消火栓を1基更新を行うものでございます。石徹白簡水につきましては、既に御案内をしておりますように、取水、それから浄水場、配水池につきましては県営の事業で更新を行っております。配水管につきましては、全面的基幹改良ということではなくて、特に悪いところを特定しながら改良をしてまいりたいということで21年から実施をいたしておりますが、その一環といたしまして、今回この交付金事業を利用いたしまして、先ほど説明いたしました内容で実施するものでございますので、お願いをいたします。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を終結し、討論を省略し、採決をいたします。

議案第196号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第196号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第197号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程17、議案第197号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） 議案第197号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,341万2,000円とする。

2項につきましては省略をさせていただきます。

続きまして繰越明許費でございます。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

おめくりをいただきまして、3ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。新規でございまして、款3建設費、項1建設費、事業名が相生地区農業集落排水建設事業で1億4,350万円でございますが、この相生地区の農業集落排水建設事業につきましては、今回の国の第1次補正に伴いまして、12月8日付で追加内示を受けたものでございまして、翌債承認を受けて実施することによるものでございます。補助金名といたしましては、農山漁村地域整備交付金で実施するものでございます。

続きまして、第3表の地方債補正でございます。変更でございまして、下水道事業債の農業集落排水事業での補正でございますが、まず下水道事業で補正前限度額2億4,660万円を補正後3億1,530万円に、その内訳といたしまして、農業集落排水事業で1億3,690万円を2億560万円に、それぞれ6,870万円の追加を行うものでございます。合計といたしまして、補正前限度額が2億5,960万円、補正後限度額を3億2,830万円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

補正の内容でございますけれども、同様に事業概要説明一覧表の9ページの方をあわせてごらんいただきたいと思っております。

まず歳入でございますが、款4の県支出金、項1県補助金で、農業集落排水事業県補助金で6,750万円の追加でございます。内訳といたしましては、農業集落排水事業県補助金6,750万円でございますが、これは先ほど繰越明許で御説明をいたしました相生農集に係ります補助金の追加内示に伴う補助金の受け入れでございます。

続きまして、款5繰入金、項1の他会計繰入金でございます。一般会計繰入金で2,200万円の追加でございます。特定環境保全公共下水道事業一般会計繰入金でございますが、これは今回のきめ細かな交付金事業の受け入れを行うものでございまして、後ほど歳出で御説明いたしますが、箇所につきましては白鳥地域の白鳥特環でございます。

続きまして、款6繰越金、項1繰越金で、農業集落排水事業繰越金で730万円の追加でございます。これは前年度繰越金の財源化でございますが、相生農集事業の財源とするものでございます。

続きまして、款8市債、項1市債でございますが、下水道事業債で6,870万円の追加でございます。農業集落排水事業債でございますが、これは相生農集事業の財源とするものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款3建設費、項1の建設費でございます。まず目2の特定環境保全公共下水道建設費で2,200万円の追加でございます。内訳といたしまして、工事請負費で2,200万円でございますが、これは特定環境保全公共下水道建設事業でございますけれども、きめ細かな交付金事業といたしまして、白鳥特環地域の勝光島に工業団地がございますが、この工業団地の下水対応を行うため、管路延長180メートルを実施するものでございます。勝光島の工業団地につきましては、工業団地整備時に生活排水の対応につきましては合併浄化槽で対応をこれまでいたしております。実績といたしましては、3事業所入っておりますが、合併後、市型の浄化槽で株式会社ノーベルさん、それから有限会社奥美濃プロデュースさんの2カ所に市型の浄化槽を、それぞれ現在21人槽を設置してございますけれども、奥美濃プロデュースさんにつきまして、事業拡大をされまして従業員が非常にふえておることから、21人槽の浄化槽ではちょっと処理が大変になってきておるといような状況がございまして、この増設をするのかどうするかという検討しておりましたけれども、元来、工業団地でございますので、ほかにも市内には3カ所工業団地がございますが、いずれも公共特環なり農業集落排水の集合の下水が接続をされておりますが、ここにつきましてもこの際、この工業団地を下水対応してまいりたいということでございます。ちなみに、市型の合併浄化槽につきましては、50人槽までを市型の事業の対象としておりますものですから、50人槽を超えるものについては市の対応ができませんという実情もございまして、あわせてそういった理由で下水道対応したいという対応のものでございます。

続きまして、目3の農業集落排水建設費で1億4,350万円の追加でございます。内訳といたしまして、委託料で350万円、これは施工監理の委託料でございます。それから工事請負費で1億4,000万円でございますが、これは農業集落排水の相生農集の追加内示を受けまして、今回、主に処理場の建設事業、上屋と申しますか、建屋の建築、それから現在躯体の土木工事の発注をいたしておりますので、その完成に伴いまして上屋と機械電気を実施いたしまして、処理場を平成23年度内に完成を目指して、面整備は現在進んでおりますものですから、一部供用開始を予定したいというものでございます。相生農集につきましては、これまで農業集落排水の補助金という形でいただいておりますが、御存じのとおり、農集の事業につきましては農山漁村施設整備交付金という形に現在変わっておりますが、22年度の相生農集の補助金につきましては国の繰越財源を利用いたしておりますが、従来の補助金で今年度実施をいたしております。

ます。来年度からはこの補助金はもうなくなりますものですから、先ほど申しました農山漁村施設整備交付金にかわるわけですが、県と来年度の補助金要望の関係で、交付金事業としては、相生につきましては新規の扱いになるということで、非常に交付金事業の枠が従来の補助金から見ますと小さくなっておって、県内にほかにも継続事業はあるということから、なかなか要望の満額は困難でないかというようなことを伺っておりまして、うちとしましては継続事業でございますので、何とか来年度処理場の建設を完了いたしまして、面整備は一部残りますけれども、部分的な供用開始を目指していきたいというような要望の中で、今回、先ほど申しました国の1次補正がございましたので、それによって追加内示をいただいて前倒して実施をさせていただくというような内容のものでございますので、お願いをいたします。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第197号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第197号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第198号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程18、議案第198号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第198号でございますが、事業概要説明書の方は10ページにありますので、参考に見ていただきたいというふうに思います。

議案第198号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,171万4,000円とする。

2項以降は省略をさせていただきます。

最後のページをお願いいたします。4ページ目でございます。

歳入でございます。他会計繰入金でございますが、先ほどの一般会計の方のきめ細かな交付金から繰り入れるものでございますが、補正額132万6,000円でございます。

歳出でございますが、介護予防事業費の介護予防一般高齢者施策事業費で、高齢者訪問車両軽自動車1台の購入ということで132万6,000円でございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第198号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第198号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第199号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程19、議案第199号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第199号でございますが、概要説明書の方は、先ほどの介護保険の次の11ページの方になりますので、一緒に御参照していただきたいと思っております。

議案第199号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,498万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億103万7,000円とする。

2項以降は省略をさせていただきます。

めくって、一番最後の4ページをお願いいたします。

歳入の一般会計からの繰入金でございますが、これも先ほどの一般会計の補正の中できめ細かな交付金というところでの事業番号32188でお認めいただいたものでございますが、補正額1,498万2,000円でございます。

歳出でございますが、総務管理費、財産管理費の中で補正額1,330万円、これは郡上偕楽園の、消防法の施行の一部改正によりまして、防火シャッター、防火扉等々を設置する経費でございます。

次に、介護サービス事業費であります。白鳥病院介護サービス事業費で、白鳥病院で使います訪問介護の軽車両の購入でございます。

石徹白通所介護事業費でございますが、石徹白にございますデイサービスセンターの浴槽の修繕で45万円でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 偕楽園の防火シャッター3カ所及び防火扉と書いてありますけれども、結構な金額やなあと思いましたので、簡単で結構ですので、どのようなものか説明をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 牛丸郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（牛丸寛司君） 防火シャッターでございますけど、1,000平米の防火区画にするために、施設にシャッターを3カ所設置します。シャッターがおりたままで、あとは開きませんので、その横に自由に出入りできるように防火扉をつけるという形になりますので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 区域を狭くするために3カ所シャットするわけですね。それはもう常にそういう形になっておって、通るためにドアをつけると、そういうことですか。

○議長（池田喜八郎君） 牛丸郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（牛丸寛司君） 火災が発生した時点で防火シャッターがおりますので、ふだんは全部あいた状態でございます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第199号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第199号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第200号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程20、議案第200号 平成22年度郡上市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長(木下好弘君) 議案第200号 平成22年度郡上市水道事業会計補正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

まず総則でございます。第1条、平成22年度郡上市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成22年度郡上市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

主な建設改良事業の新設拡張費(追加)でございます。八幡地域で田尻配水管新設工事1,100万円でございます。

続きまして資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございますが、第1款の八幡地域資本的収入で1,100万円の追加をいたしまして、補正後1,325万円とするものでございます。内訳といたしまして、第2項の負担金で50万円の追加、第3項の出資金で1,050万円の追加でございます。

続きまして支出でございますが、第1款の八幡地域資本的支出で1,100万円の追加をいたしまして、補正後の予定額を1億3,259万5,000円とするものでございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費で1,100万円を追加いたしまして、補正後の予定額を2,072万3,000円とするというものでございます。

6 ページをお願いいたします。

今回の補正の内容でございます。資本的収入及び支出の収入で、款 1 の八幡地域資本的収入で1,100万円の追加でございます。内訳といたしまして、まず負担金でございますが、50万円の追加でございますけれども、これは消火栓の新設の負担金、一般会計からの負担金の受け入れを行うものでございます。1 基分でございます。

続きまして出資金でございますが、1,050万円の追加でございます。一般会計からの出資金でございますが、これは、今回のきめ細かな交付金事業の交付金の受け入れを行うものでございます。

続きまして支出でございます。款 1 八幡地域資本的支出で1,100万円の追加でございます。内訳といたしまして、建設改良費の新設拡張費で1,100万円でございます。これは工事請負費でございますが、田尻の配水管の新設工事を行うものでございます。箇所につきましては、自動車学校でございますが、ここの箇所につきましては、下水道につきましては本管を布設いたしまして現在下水道も対応を行っておりますが、自動車学校につきましては、山水と井戸水を御利用になっておられたということから、これまで本管の給水の対応をしてございませんでしたが、自動車学校の方から、山水と井戸水が枯渇してきたということから、今回加入の申し込みがございまして、あわせまして、すぐ隣接に自動車の整備工場がございまして、こちらの方も加入をされるということで、今回その本管の配水管の延長340メートルを実施いたしまして給水の対応を行いたいものでございます。なお、あわせまして消火栓 1 基の新設を行うという内容のものでございます。これにつきましては、場所は御存じのとおり高台にありますものですから、加圧ポンプを設置しての運用になっていくということで、少し工事費が高くなっておるといってございまして、お願いをいたします。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 1点だけですが、加入の関係でございますが、自動車学校は今お話がございましたし、協業がございまして、そこも当然だと思いますが、中途に1軒民家がございまして、それも対象になっておるかどうか、ちょっと確認。

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） お答えをいたします。

途中1軒一般住宅がございまして、こちらにつきましては既に現在加入をいただいておりますが、取り出し管での1軒の対応になってございます。ただ、圧的にぎりぎりの場所でございますので、少し不便をさせていただいておったという経緯がございまして、

今回の対応であわせてここも切り回しをしていきたいということでございますので、お願いいたします。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を省略し、採決をいたします。

議案第200号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第200号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第201号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程21、議案第201号 平成22年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

日置国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（日置良一君） 議案第201号 平成22年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

お聞きいただきまして、1ページをお願いしたいと思います。

最初に総則でございます。第1条、平成22年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成22年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

主な建設改良事業の内容でございます。病院施設整備等（追加）でございます。郡上市国保白鳥病院、院内画像LAN整備事業、院内トイレの洋式化事業。二つ目でございますが、医療機器等整備（追加）でございます。郡上市国保白鳥病院、院内テレビ地デジ化事業ということでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。郡上市国保白鳥病院事業資本的収入、既定値に280万5,000円の追加でございます。資本的支出でございますが、既定値に対しまして280万5,000円の追加ということでございます。

6 ページ、最後のページでございますが、お開きいただきたいと思います。

補正予算の説明書ということで、収入でございます。款 2 郡上市国保白鳥病院事業資本的収入、項出資金、目一般会計出資金280万5,000円ということで、内容につきましては、一般会計からのきめ細かな交付金によります受け入れということでございます。

支出、款 2 郡上市国保白鳥病院事業資本的支出、項建設改良費、目 1 病院施設整備費ということで184万5,000円の追加でございます。内訳につきましては、院内画像LAN整備事業で94万5,000円、これにつきましてはレントゲン機器の導入等、デジタル化に伴う画像LANの整備でございます。院内トイレの洋式化事業、これにつきましては、現在、検査採尿処置室等のトイレ2基でございますが、大小兼用型でございまして、高齢の方から要望がありまして、洋式化にするものでございます。

目 2 有形固定資産購入費96万円の追加でございます。院内テレビ地デジ化事業で96万円、これにつきましては、患者待合室用のデジタルテレビ7台の整備でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を省略し、採決をいたします。

議案第201号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第201号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の日程はすべて終了をいたしました。

ここで、市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 12月議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

12月6日に開会以来、本日21日に至るまで、議会におかれましては終始御熱心に諸案件につきまして御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。提案をいたしました各議案につきましては、それぞれ御可決をいただきましてありがとうございます。議決をいただきました各議案につきましては、いろいろちょうだいいたしました御意見や御要望等も踏まえながら、今後の地域経済の活性化等に役立つように適切に執行等をしてまいりたいというふう

に考えております。

なお、今議会に提案に至りませんでした今回の地域活性化交付金のうちの住民生活に光をそそぐ交付金事業、並びにきめ細かな交付金事業につきましても、若干の残りの枠がございますので、そうしたものにつきましては速やかに事業内容を検討いたしまして、年明けの適切な時期を選びまして、また臨時議会をお願いして御審議をちょうだいし、できるだけ早く執行できるようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

これから慌ただしい年末年始に向かってまいりますけれども、議員各位におかれましては御健康に御留意をされまして、よい年末年始をお迎えになりますよう心から祈念を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） どうもありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 平成22年第8回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月6日から本日までの16日間にわたり、条例4議案を初め補正予算案18議案、当面する市政の諸案件を、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、終了することができました。これも、ひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、その御労苦に対しまして厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑、意見、要望につきましては、今後、市政の執行に対しまして十分反映されますよう強く要望する次第であります。

議員各位におかれましては、これから年末年始、またいろいろと御多忙ではあろうかと思っておりますけれども、健康に留意をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第8回郡上市議会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

（午後 2時01分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 山 下 明

郡上市議会議員 山 田 忠 平



平成22年12月21日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会総務常任委員会

委員長 上 田 謙 市

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件名	結果
議案第173号	郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第174号	大和ふれあいの家（集団宿泊研修施設）の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	原案可決
議案第175号	郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第176号	郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第192号	財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター敷地）	原案可決
議案第193号	財産の無償譲渡について（旧黒古コミュニティセンター）	原案可決
請願第3号	再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書	原案不採択



平成22年12月21日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会産業建設常任委員会

委員長 武 藤 忠 樹

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第189号	訴えの提起について（市営住宅明渡し等請求）	原案可決
議案第194号	市道路線の認定について	原案可決
請願第4号	T P Pの参加に反対する請願	継続審査



平成22年12月21日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会文教民生常任委員会

委員長 森 藤 雅 毅

文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第174号	大和ふれあいの家（集団宿泊研修施設）の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	原案可決
議案第175号	郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第176号	郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第188号	郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について	原案可決